

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング (200)」

2. 日 時 : 令和2年5月11日 (月) 13時35分～17時05分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、森野安全審査専門職、田口安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

山崎取締役副社長 兼 リサイクル燃料備蓄センター長、
品質保証部長 他16名

5. 要旨

リサイクル燃料貯蔵株式会社 (以下「事業者」という。) と新規制基準適合性に関して、以下のとおり面談を実施した。

(1) 事業者から、前回審査会合で作成することとなった整理表について、配布資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

①第10条関係

- ・ 仮想的大規模津波発生後の放射線管理のための代替測定について、準備する機材によりモニタリングポストによる測定の代替が行えることを、測定器の測定レンジ等の観点から整理すること

②第11条関係

- ・ 竜巻に対する設計方針について、竜巻によるどのような影響に対して貯蔵建屋の設計を行うかを明確にした上で、金属キャスクに対しては貯蔵建屋による防護機能が期待できることから直接的な影響は考慮する必要がないとする方針が明確になるよう整理すること
- ・ 外部火災による影響のうち貯蔵建屋内への熱気流の侵入について、金属キャスクの除熱機能への影響はないことが明確になるよう整理すること

③第14条関係

- ・ 選定した事故について、選定した理由が明確になるように整理する

こと

④第 17 条関係

- ・測定データを記録する設計としていることが明確になるよう整理すること

⑤第 19 条関係

- ・使用済燃料貯蔵施設の管理区域において、法令に定める管理区域に係る値を超える汚染が発生した場合における汚染管理及び除染等の措置が明確になるように整理すること

(3) 事業者から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. 配布資料

資料 1 使用済燃料貯蔵事業許可基準規則／事業変更許可申請書記載事項整理表